



令和7年9月5日

地域安全情報

(犯罪の起きにくい社会づくりのために)

発信者：宮崎県警察本部生活安全少年課

(代) 0985-31-0110

あなたの保険金が狙われています!

火災保険・地震保険の請求を
訪問、インターネット広告、SNS等で勧誘する
業者とのトラブルが急増しています。

トラブル
1

甘い言葉で誘惑



うちがサポートすると平均100万円は
皆さんもらっていますよ。支払われた
保険金の使い道は自由です。

100万円ももらえるの!?
ぜひお願いします!

保険金は手数料なしで
申請いただけます。

えっ!
サポートの手数料をとるの!?
残ったお金では修理できないよ。



トラブル
2

知らない間に詐欺に加担



被害診断から
保険金の請求まで
全てこちらに
お任せください!

もともと古くなって
壊れている箇所もあるけど、
本当に任せていいのかな...

うその理由で保険金請求すると
詐欺に該当するおそれがあります。
保険金請求のためにわざと屋根を破壊する
業者も存在します。



「保険が使える」と言われたら!
ご自身でご加入の「損害保険会社」か
「損害保険代理店」に

まず相談!

トラブル事例を
YouTubeでもご覧いただけます。

日本損害保険協会ホームページ
「住宅の修理に関する
トラブルにご注意ください」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>



業者との
トラブルに関する
ご相談は
こちらへ

保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

0120-309-444 (さあ連絡しよう)

※受付時間：午前9～12時、午後1～5時 月～金(祝日・当協会の休業日を除く)

損害保険に
関する
ご相談は
こちらへ

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター) <全国共通・通話料有料>

0570-022808

受付日：月～金曜(祝・休日および12月30日～1月4日除く)
受付時間：午前9時15分～午後5時

※電話リレーサービス、
IP電話からは
03-4332-5241へ
おかけください。

契約
トラブルに
関する
ご相談先

全国共通の電話番号
「消費者ホットライン」

188

身近な
消費生活相談窓口に
つながります!